

手続きチェックシート 北区から京都市外へ転出される方へ

R2. 3

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に転入先の市町村に転入届を出してください。

転入届には、次のものをご持参ください。

- ①転出証明書 ②印鑑 ③届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、保険証等）
- ④通知カード ⑤特別永住者証明書・在留カード等（外国籍の方）
- ⑥その他下記項目の手続き上必要なもの

■マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方（同時に転出する同一世帯の方がお持ちの場合も含みます）が転出届をされる際には、原則として転出証明書を交付しません。転入届出時に住基カードを提示し、暗証番号を入力することで転入届が行えます。

■転出（予定）日以降は、京都市には住んでおられないものとして取り扱いすることになります。

■転出を取りやめる場合は、「転出証明書」と届出人の本人確認ができる書類（運転免許証等）をお持ちください。

市外転出届に伴うその他の手続きはお済みですか？

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
印鑑登録		転出（予定）日をもって京都市での登録は無効になりますので、印鑑登録証（カード）をお返してください。印鑑登録証（カード）が必要な方は、転入先で新たに印鑑登録の手続きをしてください。 転出（予定）日の前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、印鑑登録証（カード）と転出証明書をご持参ください。	1階 5, 6番	市民窓口課
マイナンバーカード 住民基本台帳カード		市外へ転出されても転出先で手続きをすることにより、引き続きご利用いただけます。詳しくは、転出先にご確認ください。		
国民健康保険		転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、北区の被保険者証はお返してください。転入先で新たに加入手続きをしてください。 保険料の精算についてご説明いたします。	1階 3番	保険年金課
介護保険		「65歳以上のすべての方」及び「40歳以上65歳未満で被保険者証をお持ちの方」は、被保険者証をお返してください。転出（確定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、その前日まで有効の資格者証をお渡します。 保険料の精算（還付等）についてご説明いたします。 要支援・要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書をお渡しますので、それを持って転出先へ提出してください。	1階 16番	健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）
年金	国民年金	〔第1号被保険者の方〕 転出の際に必要な手続きはありません。 ※海外に転出する場合で、任意加入を希望される方は、手続きが必要です。 ※厚生年金や共済年金に加入されている方やその方に扶養されている配偶者の方はお勤め先にお問い合わせください。	1階 1番	保険年金課
高齢の方	後期高齢者医療	転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、北区の被保険者証はお返してください。転入先で新たに加入手続きをしてください。 保険料の精算についてご説明いたします。	1階 3番	保険年金課
	敬老乗車証	70歳以上で、交付を受けておられた方 転出（予定）日をもって京都市での資格はなくなりますので、京都市の乗車証はお返してください。	1階 16番	健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
子育て	児童手当	受給されていた方は資格消滅等の手続きが必要です。転入先の市区町村で、新たに申請手続きをしてください。 *児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課(烏丸御池)にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室(*) (子育て推進担当)
	子ども医療	受給者証をお持ちの方 転出日をもって京都市での資格はなくなりますので、京都市の子ども医療費受給者証はお返しく下さい。		
	母子健康手帳	交付を受けておられた方	西庁舎 1階 18番	子どもはぐくみ室 (子育て相談担当) (電話でも可)
	新生児等訪問	生後4か月までの保護者の方		
	乳幼児健康診査	3歳3か月児までの子どもの保護者の方		
	公立小・中学校	前住所地の学校が発行した在学証明書を添え、保護者の方が転入学通知書を指定小・中学校に提出してください。	1階 5, 6番	市民窓口課
くらし	飼犬の登録	生後91日以上を犬を飼っておられる方	新住所地の市町村に届け出てください。	

(その他の保健福祉関係手続き)

項目	窓口番号	担当課
重度障害老人健康管理費	1階 1番	保険年金課
老人医療	1階 16番	健康長寿推進課 (高齢介護保険担当)
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別障害者手当 障害児福祉手当 特別児童扶養手当 重度心身障害者医療(障害者医療) 自立支援医療(更生医療) 自立支援医療(精神通院) 京都市心身障害者扶養共済 障害福祉サービス等	西庁舎 1階 17番	障害保健福祉課 (障害難病支援担当)
ひとり親家庭等医療 児童扶養手当 小児慢性特定疾病医療費助成制度 自立支援医療(育成医療)	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)

北区から国外転出される方へ

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
マイナンバーカード 通知カード		国外転出の処理をします。	1階 5, 6番	市民窓口課
印鑑登録		転出（予定）日をもって京都市での登録は無効になります。転出（予定）日の前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、印鑑登録証（カード）とパスポートを持参してください。		
国民健康保険 後期高齢者医療		転出（予定）日の翌日をもって京都市での資格はなくなりますので、被保険者証は使用できません。 保険料の精算についてご説明いたします。	1階 3番	保険年金課
介護保険		「65歳以上のすべての方」及び「40歳以上65歳未満で被保険者証をお持ちの方」は、被保険者証をお返しください。転出（確定）日の翌日をもって京都市での資格がなくなりますので、転出日まで有効の資格者証をお渡しします。 保険料の精算（還付等）についてご説明いたします。	1階 16番	健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）
国民年金		任意加入を希望される方は、手続きが必要です。	1階 1番	保険年金課
児童手当		受給されていた方は、資格消滅等の手続きが必要です。 ※児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課（烏丸御池）にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 （子育て推進担当）

- 国外で国政選挙に投票するための在外選挙人名簿への登録について、国外転出前の申請を希望される有権者の方は、区の選挙管理委員会事務局までお越しください。
支所・出張所では申請の受付はできません。
なお、国外転出後に、出国先の在外公館等にて申請することも可能です。

※ このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

国外から日本国内に転入する際の手続

新しい住所に住み始めてから14日以内に、以下のものを持参のうえ、新住所地の市区町村で手続きをしてください。

- ① パスポート（転入する方全員）
- ② 印鑑
- ③ 戸籍謄本又は抄本
- ④ 戸籍の附票

ただし、本籍地の市区町村に転入する場合は、パスポートと印鑑で転入手続きを行います。

その他、電気、ガス、水道、電話、郵便局、NHK等にも連絡や手続きが必要です。

その他の生活関連機関お問い合わせ先

種 別	関 係 機 関 名	電話番号
電気	関西電力(株) 京都営業所	0800-777-8031
都市ガス	大阪ガス(株) お客さまセンター	0120-89-4817
水道	上下水道局 北部営業所	722-7700
家庭ごみ	北部まち美化事務所	724-8881
大型ごみ	生活環境美化センター	0120-100-530
持込みごみ	東北部クリーンセンター	741-9073
し尿	生活環境美化センター	691-4437
市税（納税相談）	市税事務所納税室 納税第1担当	222-3441
軽自動車税 （原付の登録・廃車）	軽自動車税事務所（分室）	213-5467
厚生年金・国民年金	上京年金事務所	415-1165
郵便局	京都北郵便局	493-0383

各部署の電話番号

部署名	所在地	電話番号	FAX番号
地域力推進室 総務・防災担当	京都市北区紫野東御所田町 33番地の1 （代表番号）075-432-1181	432-1197	432-0388
地域力推進室 まちづくり推進担当		432-1208	432-3282
市民窓口課		432-1247	431-4631
健康長寿推進課		432-1306	432-1590
障害保健福祉課		432-1285	451-0611
生活福祉課		432-1309	414-1217
保険年金課		432-1257	432-4462
子どもはぐくみ室		432-1284	451-0611
医療衛生コーナー		366-6085	432-3050
北エコまちステーション		366-0155	366-1372
小野郷出張所	京都市北区小野下ノ町100番地	406-2004	406-2617
中川出張所	京都市北区中川北山町46番地の2	406-2340	406-2620
雲ヶ畑出張所	京都市北区雲ヶ畑中畑町176番地	406-2001	406-2623

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。



京都市北区役所